

名古屋市告示第190号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等に関する告示の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について（平成27年名古屋市告示第 783 号）の一部を次のように改正します。

令和 7 年 4 月 1 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

本文中「第 2 条第12項」を「第 2 条第13項」に改める。

名古屋市財政局税務部税制課